

## 久留米市地域公共交通会議設置要綱

### (目的)

第1条 久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、次に掲げる事項を協議するため設置する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）第2条第1項に規定される生活交通確保維持改善計画又は第2条第2項に規定される地域公共交通確保維持事業に関する事項
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第3条の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる事項

### (事務所)

第2条 交通会議の事務所は福岡県久留米市城南町15番地3に置く。

### (協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (2) 生活交通確保・維持・改善のための事業に関すること
- (3) 活性化再生法第5条に規定される地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定及び変更の協議に関すること
- (4) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (5) 形成計画に定められた事業の実施に関すること
- (6) 前5号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること

### (組織)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 久留米市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 鉄道事業者
- (4) 一般社団法人福岡県バス協会

- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (6) 市民又は利用者の代表
- (7) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者
- (10) 公安委員会又は交通管理者
- (11) 学識経験者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 特定の地域に関する事、または、特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて交通会議に出席する。

3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

(オブザーバー委員)

第7条 交通会議のオブザーバー委員は、交通会議が必要と認める者とし、会長の要請に応じて交通会議に出席し、意見を述べるものとする。

2 第4条第10号に規定する委員は、第3条第1号及び第2号に規定する事項を協議する際はオブザーバー委員とする。

(役員の数及び選任)

第8条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監 事 2名

2 会長は、第4条第1号に規定する委員をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 監事は、委員の中から会長が指名する。

5 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第9条 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、交通会議の会計監査を行う。
- 4 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(交通会議の運営)

第10条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 交通会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 5 前項の書面は、会議の開催の日の前日までに交通会議に到着しないときは、無効とする。
- 6 交通会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(書面による決議)

第11条 交通会議は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 交通会議に提案され、協議・調整を行った地域の需要に即した乗合運送サービス事業のうち、軽微な事業計画の変更その他必要と認められる措置の変更
- (2) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない事項
- (3) 事前に交通会議において書面による決議の了承を受けている事項

- 2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の交通会議において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第13条 第3条各号に掲げる事項について、特定地域の取り組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、久留米市都市建設部交通政策課に置く。

3 事務局には事務局長、事務局員を置き会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費及び財務)

第15条 交通会議の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てるものとする。

2 交通会議の開催に係る経費は、久留米市において負担する。

3 その他交通会議に予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

付 則

この要綱は、平成24年 5月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年 6月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年 6月26日から施行する。